

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社奥村設備（法人番号2160001004841）
業者の住所：滋賀県湖南市針228-1

- 2 指名停止措置期間：令和元年 7月18日から
令和元年11月17日まで

- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)

- 4 事実概要： 株式会社奥村設備の代表取締役及び社員1名は、平成31年4月4日滋賀県湖南市発注の小学校の空調設備工事を巡り、同市元建設経済部長から事前に設計価格の漏洩を受け、入手した情報を元に入札に参加し、落札したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和元年5月13日、滋賀県警に逮捕された。
その後、当該業者代表取締役及び社員1名は、平成30年5月10日同市発注の他の小学校の空調設備工事の入札においても、同市元建設経済部長から事前に設計価格の漏洩を受け、入手した情報を元に入札に参加し、不正に落札していたとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、同年6月3日、滋賀県警に再逮捕された。

- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第10号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から <u>3月以上12月以内</u>